

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

野々市市長

公表日

令和5年6月5日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	介護保険に関する事務
事務の概要	<p>介護保険法に基づき、介護保険の資格、保険給付、要介護(要支援)認定、保険料の賦課徴収及び地域支援事業に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>(1) 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (2) 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) (3) 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務(申請の受理、審査及び決定に関する事務を含む。) (4) 高額医療合算介護(予防)サービス費支給に必要となる証明書に関する事務 (5) 要介護(要支援)認定、要介護(要支援)更新認定若しくは要介護(要支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (6) 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 (9) 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 (10) 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 (11) 保険料の賦課、徴収、還付、充当及び減免に関する事務 (12) 調整交付金の算定に関する事務 (13) 旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給の申請の受理、審査及び決定に関する事務 (14) 介護保険法による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務</p>
システムの名称	介護保険システム 収納管理システム 口座情報システム 宛名情報システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
個人マスタファイル 特例者マスタファイル 収納統合ファイル 口座振替抽出ファイル 宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項 ・介護保険法等 ・野々市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
法令上の根拠	特定個人情報の提供ができる根拠規定 番号法第19条第8号 別表第2(第1から第4まで、第6、第17、第22、第26、第30、第33、第39、第42、第43、第56の2、第58、第61、第62、第80、第81、第87、第90、第94、第95、第97、第109、第117の項) 特定個人情報の照会ができる根拠規定 番号法第19条第8号 別表第2(第93及び第94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部介護長寿課
所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	介護長寿課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	介護長寿課

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数が	令和5年4月1日 時点
< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数が	令和5年4月1日 時点
< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし	

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	評価実施機関における担当部署	介護長寿課長 内田 宏	介護長寿課長 肥田 千春	事後	
平成28年7月22日	- 1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成28年7月22日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成29年5月23日	評価実施機関における担当部署	介護長寿課長 肥田 千春	介護長寿課長 堤 喜一	事後	
平成29年5月23日	- 1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年5月23日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年4月28日時点	事後	
平成30年6月28日	評価実施機関における担当部署	介護長寿課長 堤 喜一	介護長寿課長	事後	
平成30年6月28日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	平成29年4月28日時点	平成30年5月16日時点	事後	
平成30年11月1日	- 1 事務の概要	-	(14)介護保険法による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務	事後	
平成30年11月1日	- 3 個人番号の利用	-	野々市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	平成30年5月16日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月5日	4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月21日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	